

2012年4月13日  
SMBC日興証券株式会社

### 証券取引等監視委員会の勧告について

本日、証券取引等監視委員会は、SMBC日興証券株式会社(以下、当社)を検査した結果に基づき、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、行政処分を当社に行うよう勧告いたしました。

今般の事態につきまして、お取引をいただいているお客さまをはじめ関係者の方々に多大なご心配、ご迷惑をおかけしますことを心よりお詫び申し上げます。

勧告を受けた事実関係、今後の対応につきましては下記の通りです。

当社は、勧告内容を厳粛に受け止め、厳格な情報管理を図り、かかる事態の再発防止に適切な措置を引き続き講じ、内部管理態勢の一層の充実・強化を図っていく所存です。

#### 記

#### 1. 勧告を受けた事実関係

##### (1) 勧告の内容

証券取引等監視委員会が当社を検査した結果、下記のとおり、当該金融商品取引業者に係る法令違反の事実が認められましたので、本日、証券取引等監視委員会は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、行政処分を行うよう勧告しました。

##### (2) 事実関係

法人関係情報に関する管理について不公正取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていない業務運営状況及び法令違反行為を含む不適切な勧誘行為

当社においては、その業務に関しA社株式の公募増資に係る法人関係情報(以下、本件情報)を受領した営業本部の役員等が、社内規程の手続きを経ずに傘下の営業部店長に本件情報を伝達し、また、本件情報の厳格な管理について明確な指示をしていませんでした。その結果、少なくとも21営業部店において営業部店長等の指示等により、公表前におけるA社株式の公募増

資に係る取得申込みの勧誘が行われ、うち 8 部店 23 営業員が 34 顧客に対し、本件情報が公表される以前に本件情報を提供して取得申込みの勧誘を行っていました。

当社はその後、これらの行為について不適切であると自ら認識し、役職員に対し法人関係情報の管理についての注意喚起等の施策や社内研修を複数回実施するなど、一定の改善を図っているものの、その対応は不十分なものでありました。

また、当社では、B 社株式の公募増資に関する法人関係情報を保有する部署が、営業部門担当部長に対し、社内規程の手続きを経ずに当該株式の法人関係情報を伝達していました。

当社における上記行為のうち、法人関係情報を提供しての勧誘は、金融商品取引法（以下、金商法）第 38 条第 7 号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令（以下、業府令）第 117 条第 1 項第 14 号に該当するものと認められます。

また、当社における上記のような法人関係情報の管理態勢は、不公正な取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていないと認められ、金商法第 40 条第 2 号に基づく業府令第 123 条第 1 項第 5 号に該当するものと認められます。

## 2. 当社の対応

当社では、これまで、役職員への研修、注意喚起等の施策を講じ、改善を図ってまいりました。これに加え、今回、以下の改善策を実施致しますが、今後も、さらに必要な改善策について、自主的な対応を進めてまいります。

### ① 法人関係情報管理強化部会の設置

2012 年 4 月より、取締役会の諮問機関であるコンプライアンス委員会の下部組織として「法人関係情報管理強化部会」を設置しており、法人関係情報管理の現状を分析し着実な強化につなげてまいります。

### ② 売買管理部の態勢強化

法人関係情報にかかる法令諸規則の調査、法人関係情報管理態勢の整備・維持及びモニタリング態勢の強化のため、2012 年 3 月、売買管理部に法人関係情報管理課を新設し、人員の増強を図っております。

### ③ 研修の強化・充実

全役職員を対象とした研修を毎年 1 回実施するなど、法人関係情報の管理に関する研修を強化・充実させ、2012 年 1 月からの研修において、注意喚起を実施しました。今後も役職員の法人関係情報への理解とその管理の重要性の認識を深めるため、実効性の高い研修を継続的に実施してまいります。

④ 継続的なモニタリングの実施

勧告事案以降の公募増資案件(当社主幹事)において、モニタリングを実施しておりますが、問題となる事案は発生しておりません。引き続き、全公募増資案件(当社主幹事)を対象にモニタリングを継続し、点検してまいります。

⑤ 責任の明確化

社内規程に基づき、関係者について適切な措置を実施いたします。

以 上